

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日 2026/10/9

最終更新日 2026/10/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/10/1
国立大学法人名		国立大学法人東京農工大学
法人の長の氏名		中村 暢文
問い合わせ先		総務課 (042-367-5697、tuatsoumu-groups@go.tuat.ac.jp)
URL		https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukougai/governancecode/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>令和8年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について書面による意見照会を行った。経営協議会委員の意見を踏まえて修正し、令和8年度第3回経営協議会（令和8年10月9日）において審議し、承認された。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に運営されており、各原則についても適合状況を確認できた。 ・Dejima Intelligence株式会社について、知的財産権を含めたガバナンス上の責任や権限の明確化が必要であり、多角的な動きも模索しているのであれば、ガバナンス方針を策定し公表することも必要ではないか。 ・監事による確認の【主な意見】の記載にもありますとおり、学長ビジョンを円滑に進めるためには、定期的にロードマップを明示し、常に教職員に理解を求める必要がある。リスクに対する危機意識を醸成し、不祥事等の発生を未然に防止する「コンプライアンスの遵守」が維持されるよう、啓蒙活動や学内研修、それぞれの組織における対話の充実に努めることが求められる。 ・近年、ガバナンス遵守に加え、インテグリティまで拡大すべきとの方向感がある。臨機応変な対応と将来を見据えた発展的な視野の拡大も必要になる可能性がある。 <p><大学の対応状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、Dejima Intelligence株式会社に係るガバナンス体制の充実を図るとともに、学長ビジョンの実現に向けた取組を推進して参ります。

監事による確認	更新あり	<p>令和8年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について書面及び対面による意見照会を行った。監事の意見を踏まえて修正し、令和8年度第10回大学経営戦略会議及び役員会（令和8年9月14日）において審議し、承認された。</p> <p>その後、経営協議会委員による確認を経て、令和8年度第3回経営協議会（令和8年10月9日）において審議し、承認された。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（総論）本学は、国立大学法人ガバナンス・コードに掲げられた諸原則の全てを実施しており、本報告書にその適合状況を概ね適正に表示しているものと認められ、重要な点において特に指摘すべき事項はない。また本報告書は、大学経営戦略会議、役員会及び経営協議会で審議、了承を得ており、適切なプロセスを経て作成されたものであることを確認している。 ・（各項目に対する意見：補充原則1－3⑤）「産業界等からの資金の受入れを促進するための体制整備」の一環として設立した子会社Dejima Intelligence株式会社については、本学との連携に関する学長・役員等への定例報告や連結財務諸表作成時の意思疎通などは適切に実施されている。一方、同子会社は企業等からの資金調達や関係法人設立といった多角的な動きも模索している。従って、本学は知財を含めたガバナンス上の責任や権限をより明確にしていくと共に、監事としてその運用状況について引き続き注視していきたい。 ・（各項目に対する意見：補充原則2－1－3③）学長ビジョンを円滑に進めるためには、段階を踏んだロードマップを明示し、常に教職員に理解を求めつつ、学内外において不適切な事案が発生しないよう「リスクマネジメント」に十分に留意する必要がある。リスクに対する危機意識を醸成し、不祥事等の発生を未然に防止する「コンプライアンスの遵守」が維持されるよう、啓蒙活動や学内研修、それぞれの組織において対話や学内カウンセリングの充実に努めていただきたい。ソーシャルネットワーク等が発達した現在、リスク事案、コンプライアンス事案は大学のブランドを大きく毀損することにもなりかねない。地道で継続的な対応をお願いしたい。 <p><大学の対応状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、引き続きガバナンスにおける責任と権限の明確化を図って参ります。 <p>また、不祥事等の未然防止やコンプライアンス意識の定着と維持に向け、啓発活動や学内研修等の充実に取り組んで参ります。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2－2－1～原則 2－2－3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	<p>令和8年4月24日開催の経営協議会において、本学の基本理念「MORE SENSE」のもと、地球規模の課題解決に向けたフラッグシップ大学への変革を目指し、「地球の真価を究める、唯一無二の研究大学となるー「責務」から「やりがい」へー」を公表し、抜本的改革に向けた5つの活動方針を大学ホームページにおいて発信している。</p> <p>■学長ビジョン https://www.tuat.ac.jp/outline/executive/vision/</p> <p>学長ビジョンの策定にあたっては、令和4年度から開催回数を増やした経営協議会における学外委員との意見交換を通じて、多様な関係者の意見を聴き、社会からの期待や要請を把握した上で策定するよう努めている。</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>教職協働による本学の自律化を推進するガバナンスと経営基盤の強化を掲げ、学長が学長ビジョン「地球の真価を究める、唯一無二の研究大学となるー「責務」から「やりがい」へー」を策定し、大学ホームページにおいて公表するとともに、その具現化に向けた具体的施策について、検証・改善を図りながら取り組んでいる。</p> <p>■学長ビジョン https://www.tuat.ac.jp/outline/executive/vision/</p> <p>進捗状況については、学長選考・監察会議において学長の業務の執行状況の確認及び業績評価を実施し、その検証結果を大学ホームページにおいて公表している。</p> <p>■学長選考・監察会議 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/gakuchosenkou/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	更新あり	<p>経営及び教学運営に係る各組織等の権限と責任は、各組織の運営規則等において明確にしている。</p> <p>理事、特命理事及び統括副学長が相互に協力／連携する中で人的・物的資源等の戦略的な資源配分を行うことや、収入源の多様化や資産管理による経営資源の継続性確保と責任の明確化、倫理指針の徹底などを着実に実施するとともに、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>令和３年度から、学長のガバナンス体制の更なる強化を図る観点から、全学的な基本方針を検討する学長直轄の「大学経営戦略会議」を新たに設置した。</p> <p>令和４年度から大学運営の執行体制において経営を担う理事と教学を担う副学長とする経営と教学を分離する体制を整備し、両者が明確な権限と責任を有する体制の下に大学運営に当たる仕組みを導入している。これに伴い経営においては理事・特命理事、教学運営においては副学長・学長補佐・研究院長・学府長・研究科長及び学部長に、適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者を任命し、適材適所に配置している。</p> <p>経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、大学ホームページに公表している。</p> <p>■運営組織図 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/uneisoshikizu/</p> <p>■役員会・経営協議会・教育研究評議会 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/adminstaffjp/</p>
<p>補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>教職員の可能性を広げる人事制度を導入し、教職協働による新たな目標設定やその実践手法の学びと活躍の機会を創出することを目指し、国籍、性別、障害の有無、出身大学等にとらわれない採用を一層進めることを盛り込んだ「教育職員人事に関する基本方針」を策定し、大学ホームページにおいて公表している。</p> <p>■教育職員人事に関する基本方針 https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/kyousyoku/kyouin/1.kihonhoushin2022.pdf</p> <p>また、令和3年9月に定めた「外国人・女性教員人事に関する総括的な方針」等に基づき、多様な人材の積極的採用に向けた人事戦略も策定している。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学における人事戦略 https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/kyousyoku/kyouin/20241018r6iiniisenrvaku.ndf</p> <p>なお、本学では妊娠、出産、育児、介護に関わる研究者が研究業務を円滑に進められるよう、研究補助業務に従事する研究支援員を派遣する「研究支援員制度」を導入しており、男性研究者を含む40名程度が利用している。</p> <p>また、女性教員が妊娠・出産により教育・研究活動を中断させることなく、優れた研究成果を挙げるために安定した研究環境を整備する専任支援員又は代替講師を配置する「専任支援員制度」も導入している。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期計画において、自律的経営基盤を強化するための取組や外部資金等の増加に向けた取組を行うことを記載するとともに、中期目標期間において必要と見込まれる予算、収支計画及び資金計画を策定し、大学ホームページにて公表している。</p> <p>併せて、大学の土地建物を活用した新事業や安全性に配慮した効率的かつ効果的な資金運用等の財政基盤強化に向けたミッションに対して、関係理事や関係部課長が中心となり事業を推進している。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学 第4期中期計画 https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/kei_hyou/houjinnhyouka/cyuuki_20100401/dai4ki_cyukikeikaku_230329.pdf</p> <p>中期的な財務計画については、中期目標期間において必要と見込まれる予算、収支計画及び資金計画を策定し、大学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/kei_hyou/houjinnhyouka/cyuuki_20100401/dai4ki_cyukikeikaku_240325.pdf</p>
<p>補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>教育研究の費用及び成果については、財務に関する情報として報告書を作成し大学ホームページにて公表している。</p> <p>■財務に関する情報 https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/houjin/zaimu/</p> <p>公共的財産である本学が国民・社会に対する責任を果たすため、組織、業務、財務などの法人情報、教育研究活動等の状況に係る情報及び教員の養成の状況についての情報を「統合報告書」として大学ホームページで公表している。また、法人の活動状況の概要や教育研究に係る費用（コスト）及び成果、資金の使用状況をわかりやすく財務に関する情報として報告書を取りまとめ、大学ホームページで公表している。</p> <p>■統合報告書 https://www.tuat.ac.jp/outline/disclosure/kouhousi/tougouhoukokusyo/</p> <p>■財務に関する情報 https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/houjin/zaimu/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ②</p> <p>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>学長が教職員人事を統括することで、教職員のエンゲージメントを高めることにより、教職協働による経営基盤を強化している。</p> <p>次代の経営人材育成のため、中堅教員を副学長や学長補佐に登用するとともに、部局においては、評議員や研究院長特命補佐、特別補佐に適任者を登用している。</p> <p>また、内閣府が主催するイェール大学プログラムへの参加を積極的に行い、次代の経営人材の育成に注力している。</p> <p>事務の採用については、中長期的ビジョンに基づき計画的に実施しており、育成については、複線型キャリアパス制度を導入し、マネジメント人材の育成を図っている。</p> <p>また、国立大学協会が主催する国立大学法人等部課長級研修に積極的に参加させることにより、大学運営の基本的知識の習得や幹部職員としての能力の向上を図っている。</p> <p>さらに、令和4年度からは、将来の法人経営を担う人材の育成の観点から、中堅・若手職員がチームを作り、農工大の将来ビジョンについて積極的に意見交換及び企画・立案を行うための取組を開始した。令和5年度からは、前年度の取組のフォローアップを行った上で、チーム及び課題を一新して取り組んでいる。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3</p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>学長は、理事や副学長等に適切な人材を選任・配置し、サポート体制を整備している。令和4年度から大学運営の執行体制において経営に責任を持つ理事と教学に責任を持つ副学長へと再編し、両者が明確な権限と責任を有する体制の下に大学運営に当たっている。</p> <p>また、多様な観点に基づく大学への貢献度や意欲要素を評価することによって、構成員の活力や創造力の最大化を図ることにより、法人経営を担う人材を長期的な視点に立って確保し、計画的に育成し、各補佐人材の職務を規則等において規定し、大学ホームページにおいて公表している。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学理事及び副学長等に関する規程 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000003.html</p>
<p>補充原則 2 - 2 - 1 ①</p> <p>【運営方針会議を設置する法人のみ該当】</p> <p>運営方針委員の選任等に当たったの考え方や選任理由</p>		<p>該当なし</p>
<p>原則 2 - 3 - 1</p> <p>役員会の議事録</p>		<p>役員会において国立大学法人法で定める事項や重要事項について審議するとともに、大学が抱える重要課題について、監事等が多様な意見を述べ、当該意見を意思決定に反映することにより、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保し、大学のガバナンスを強化している。その意思決定に係るプロセスを議事概要に記載し、大学ホームページにおいて公表している。</p> <p>■役員会・経営協議会・教育研究評議会 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/adminstaffjp/</p> <p>また、「大学経営戦略会議」において、役員会で審議すべき事項の事前協議及び報告・意見交換を行うことにより、役員会の機能を補完している。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		令和7年4月からは、経営層のダイバーシティの確保及び学長ビジョンの具 現化に向けた各種取組みを着実に進めていく観点から、学外理事として知 的資産経営と社会連携推進を担当する役員（ともに女性で、うち一人は外 国籍）を登用したほか、官民の経験を有する者を学長特任補佐として登用 し、経営基盤の一層の強化を図っている。 また、登用状況を略歴とともに大学ホームページにおいて公表し、本学が 外部人材に求める観点を示している。 ■役員等紹介 https://www.tuat.ac.jp/outline/executive/presidentshis/
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会の学外委員の選任にあたり、国立大学法人東京農工大学経営協 議会規程第3条において、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を教育研 究評議会の意見を聴いて学長が任命すること及び経営協議会の委員の過半 数とすることを定めている。 経営協議会には、多様なステークホルダーの代表として産業界・地元自治 体の長・私立大学関係者及び卒業生等の学外委員を選任し、それぞれの立 場からの専門的な意見を取り入れながら、例えば本学の研究力強化、人事 改革の理念、投資型事業開発などの重要事項について戦略的議論を行い、 それらの意見を大学運営に役立てるなど実質的な議論を行う体制を構築し ている。また、これら学外委員からの意見を踏まえた本学の取り組みを大 学ホームページにおいて公表している。 ■役員会・経営協議会・教育研究評議会 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/adminstaffjp/
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		学長選考・監察会議は、主体性並びに選考方法の明確化の観点から、学長 選考の在り方について慎重な議論を積み重ねたうえで、「学長選考基準－ 求められる学長像－」を策定し、大学ホームページにおいて広く学内外に 公表（公示）している。 選考にあたっては、被推薦者との面談、推薦書類等、所信表明会での評 価、意向調査の結果を参考に、総合的に判断して、学長候補者を選考して いる。また、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 ■学長選考・監察会議 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/gakuchosenkou/ また、令和3年7月開催の学長選考会議において、委員数を6人から10人へ4 人増員するとともに、理事を委員には加えないことを決定した。これによ り、学長選考・監察会議における審議の安定性及び公正、公平な審議が担 保されることとなった。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	国立大学法人法第15条では、学長の任期を2年以上6年を超えない範囲内において設定する旨の規定があり、本学においては国立大学法人東京農工大学組織運営規則第12条第3項に基づき、学長の任期は、3年とし、再任の任期は3年とする。ただし、引き続き9年を超えて在任することはできないと規定している。学長の任期及び再任回数については、任期と中期目標・中期計画期間との連動性を重視し、学長の任期が新たな中期目標・中期計画の策定時期に対応した制度としている。また、社会環境の急速な変化に対応しつつ、大学運営の継続性と組織の活性化を両立するため、適切なリーダーシップの循環と安定的なガバナンス体制の確保を図っている。関係する規程は、大学ホームページにおいて公表している。 ■国立大学法人東京農工大学組織運営規則 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000001.html ■国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000025.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	解任手続きについて国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程において整備し、大学ホームページにおいて公表している。 ■国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000025.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議は、学長の任期が1年を経過した後、2年を経過するまでの間に、学長の業務執行状況の確認を通じた中間評価を実施しており、その結果を踏まえ、今後の法人経営に向けた助言等を行うことにより、学長に対し確実な業務執行を具申している。また、業務執行状況の確認の結果を大学ホームページにおいて公表している。 ■学長選考・監察会議 https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/gakuchosenkou/ また、令和7年度は学長の業績評価を実施しその結果を公表した。
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		経営協議会から選出する委員については、国立大学法人の学長経験者、本学卒業生の民間企業経営者、私立大学の学長、大学共同利用機関法人の長及び私立大学の財務担当の要職を経験した民間企業役員をメンバーとし、各人が有する多様な観点に基づき社会が求める本学の在るべき姿を描き、その姿を実行に移す能力を有する者を発見・選考できる博識・知見を有する者で構成している。また、教育研究評議会から選出する委員については全学的な立場から社会が求める本学の在るべき姿を理解し、経営協議会選出委員と学内情報を共有した上で適正な学長選考過程を進めることができる者を選出している。経営協議会と教育研究評議会からの委員選出に当たっては、それぞれの会議で学長選考・監察会議委員の重要な役割を十分に説明し、理解を深めたところで委員選出の審議を行っている。
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		学長選考・監察会議は、大学総括理事の設置の必要性や大学にとって最も効果的な経営力を発揮する体制の在り方を十分念頭に置いた上で会議を進めている。なお、大学総括理事は現状置いていない。

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>大学が発信する知識が広く社会に浸透し大きな力となることを目指し、地域社会と連携関係を構築し、その目標に向けた活動に取り組んでいる。</p> <p>本学は、大学ホームページや広報誌・パンフレットにより、様々な情報を主体的に公表することを通じて透明性を確保するとともに、社会に向けて知識を提供し実践している。</p> <p>また、内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程において本学の内部統制システムの運用体制を公表している。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000572.html</p>
		<p>「国立大学法人東京農工大学業務方法書」において、内部統制に関する基本事項を定めて公表している。同2条では、役員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制整備とその継続的な見直し、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新を規定している。また、同3条では内部統制システムの整備推進のための体制の決定やモニタリングを行うために必要な規程の整備、役員への定期的な報告を確保することについても規定されている。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学業務方法書 https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/jyouhoukukai/gyoumu_houhouR7.3.31.pdf</p> <p>本学の自律化を推進するガバナンスと経営基盤の強化の実現のためには、本学構成員のコンプライアンス遵守及び内部統制の仕組みの構築が不可欠である。このため、学長を最高責任者とするコンプライアンス推進本部において、コンプライアンス推進計画を策定し、当該計画に基づき、研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等を定め、また、学内構成員の遵守事項等が記載されたコンプライアンスカードを配布するなど、本学構成員のコンプライアンス遵守に係る継続的な点検・監査、啓発活動を実施している。</p> <p>■国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程 https://web.tuat.ac.jp/~kisoku/act/110000572.html</p>
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>社会に向けた知識の提供と実践の実現のため、大学ホームページ内に「情報公開」の頁を設け、法令に基づく情報公開を徹底するとともに、定期的に掲載状況の確認を行い、レイアウトを工夫し適切な情報発信に努めており、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について公表している。</p> <p>■情報公開 https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukukai/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ①</p> <p>対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	更新あり	<p>大学ホームページにステークホルダー別のページを設け、それぞれの関係者に向けて分かりやすく情報を提供している。</p> <p>大学ビジョン、ガバナンス強化の取組み、教育研究等の活動報告及び財務状況を、統合報告書として発行し、大学の活動実績や運営状況について広く社会へ発信している。</p> <p>また、受験生向け冊子「大学案内」及び「入試情報」を作成するとともに、LINE公式アカウントで受験生向けの最新情報を発信している。</p> <p>大学概要をコンパクト化、日英併記とすることで、持ち運びやすく海外を含む多様なステークホルダーにも分かりやすい情報提供に取り組んでいる。</p> <p>このほか、大学ホームページ、広報誌、パンフレット、SNS、プレスリリース等の媒体を活用し、情報の内容や対象に応じて適切な手段を選択しながら、本学の教育・研究・社会貢献活動等に関する情報を積極的に公表している。</p> <p>これらの取組を通じて、本学の多岐にわたる活動に関する透明性の確保および説明責任の遂行を図り、社会との信頼関係の構築に努めている。</p> <p>■広報誌・パンフレット</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/outline/disclosure/kouhoushi/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ②</p> <p>学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>教育研究活動等の状況に係る情報を大学ホームページに掲載し、学生が身に付けることができる能力をディプロマ・ポリシーに、その根拠として授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること、カリキュラム・ポリシー等を公表している。</p> <p>また、学生生活実態調査報告書において学生の満足度を、教育研究活動等の状況に係る情報として進路状況等を大学ホームページにて公表している。学生の進路状況については、大学ホームページでの公表とともに、学部3年次生の保護者向けに実施するペアレンツデーの際に、進学/就職の状況を説明し、理解を深めていただく機会を設けている。</p> <p>■教育研究活動等の状況に係る情報の公開(学校教育法施行規則第172条の2)</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouthoukoukai/kyouikukenkyu/</p> <p>■学生生活実態調査報告書</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/chousa/jittaichousa/</p> <p>■進路状況</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/career/sinro/syusyokujoukyo/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>https://www.tuat.ac.jp/outline/jyouthoukoukai/houjin/</p>